倉庫寄託約款

（昭和五十六年五月一日一部改定実施）

目次

第一章　総則（第一条～第六条）
第二章　寄託の引受及び受寄物の入庫（第七条～第十二条）
第三章　証券、証書及び通帳（第十三条～第十六条）
第四章　受寄物の保管（第十七条～第二十三条）
第五章　受寄物の出庫（第二十四条～第二十七条）
第六章　引取のない受寄物の処置（第二十八条～第三十一条）
第七章　受寄物の損害保険（第三十二条～第三十六条）
第八章　受寄物の損害賠償（第三十七条～第四十七条）
第九章　保管料、荷役料、手数料等（第四十八条～第五十一条）
第十章　特約条項（第一条～第十一条）

第一章　総則

（本約款の適用）

第一条　当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

2　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第二条　当会社の営業時間は、午前　時から午後　時までとする。

2　当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。

3　前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。

（庫入、庫出その他の作業）

第三条　貨物の庫入及び倉出その他の作業は、すべて当会社が行なう。ただし、当会社が特に承諾したときは、この限りでない。

第四条　当会社は、寄託者又は証券所持人が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

（通知、催告）

第五条　寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

2　当会社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知ることができないときはその所在を知ることができないときは、民法第九十七条の二に定める方法により行なうことができる。

（業務上受領する金銭の利息）

第六条　当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章　寄託の引受及び受寄物の入庫

（寄託引受の制限）

第七条　当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

(1)　当該寄託が法令の約款によらないとき。

(2)　当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。

(3)　当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。

(4)　当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

(5)　その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第八条　寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

(1)　貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号

(2)　寄託者の住所及び氏名又は名称

(3)　保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

(4)　貨物の寄託申込時の価額

(5)　貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

(6)　その他必要事項

2　当会社が寄託申込書に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の目付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

3　当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託価額）

第九条　受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込の際に明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡を受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

（貨物の引渡）

第十条　当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込書は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

2　当会社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。

（寄託引受の取消及び寄託契約の解除）

第十一条　当会社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。

(1)　第七条各号の一に該当するに至り明らかになったとき。

(2)　前条第一項による貨物の引渡がなされなかったとき。

(3)　当該貨物の価額が不当に高くなったとき。

(4)　寄託者が正当な事由なく受寄物の検査を拒絶したとき。

2　寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

3　当会社は、第一項に基づき承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については責任を負わない。

4　当会社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

（受寄物の検査）

第十二条　当会社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるいとまのないときは、この限りでない。

第三章　証券、証書及び通帳

（倉庫証券の交付）

第十三条　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、倉荷証券（以下「証券」という。）を交付する。

（証書又は通帳の交付）

第十四条　当会社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、貨物保管証書（以下「証書」という。）又は保管貨物通帳（以下「通帳」という。）を交付することがある。

2　前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。

（発券受寄物の分割）

第十五条　同一の種類及び品質で同一の荷口に属する受寄物に対して、証券を二枚以上に分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当会社の決定に ゆだねるものとする。

（証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付）

第十六条　証券所持人が証券を盗取され又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立をした後、当会社が相当と認める担保を提供して、寄託貨物の出庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、証券所持人が当会社に提出した担保物件は、当該証券について除権判決が確定した後でなければ返還しない。

第四章　受寄物の保管

（保管方法）

第十七条　当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。

2　当会社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

第十八条　当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者又は証券所持人の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

（混合保管）

第十九条　当会社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

2　当会社は、一人の寄託者又は証券所持人の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者又は証券所持人の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

3　前項の規定は、寄託者又は証券所持人の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

（保管期間）

第二十条　受寄物の保管期間は、三カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

2　前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は、当会社の請求により更新する日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

3　第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

第二十一条　寄託者又は証券所持人は、寄託貨物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

2　当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるときは、寄託者又は証券所持人と協議の上、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

第二十二条　当会社は、受寄物が次の事由に該当するとき、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく処置をしなければならない。

(1)　受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

(2)　受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

(3)　その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができないとき又は催告を受けたときは、寄託者若しくは証券所持人が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないときは、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。

2　前項の場合には、寄託者又は証券所持人に対し由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。

3　前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事情によるときは、寄託者又は証券所持人の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

第二十三条　寄託者又は証券所持人が見本の摘出、寄託物の点検、保存又は証券所持人が見本の摘出、寄託物の点検、保存をしようとするときは、当会社は、その目的、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

2　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置は、当会社が、証券その他必要な書類にその旨を記載する。

3　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には これを拒絶することができる。

第五章　受寄物の出庫

（出庫手続）

第二十四条　証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。

2　証券又は証書の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会せて通帳も提出するものとする。この場合において、通帳の発行されているときは、あわ

3　当会社は、寄託者又は証券所持人が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したとき（出庫の請求に関し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。

第二十五条　当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

2　前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

第二十六条　当会社が受取と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（一部の出庫の拒絶）

第二十七条　寄託物の前受取と出庫書類の流通禁止）

2　寄託物の出庫の手続をした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

3　当会社は、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第六章　引取のない受寄物の処置

（引取の請求）

第二十八条　当会社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取を請求することができる。

2　前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供託）

第二十九条　寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないときは、当会社は、その過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

2　前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

第三十条　当会社は、前条第一項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民事執行法の規定により競売することができる。

2　前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

第三十一条　当会社は、第二十九条第一項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

(1)　受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

(2)　受寄物が損傷するおそれがあるとき。

2　当会社は、前項により任意売却したときは、寄託者又は証券所持人に対して、その代価から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券所持人に請求する。

3　前項の規定により当会社が寄託者又は証券所持人に対し直接に債権の全額の請求をすることができない場合においては、当該保管期間満了の日から日歩四銭の利息を請求する。

（免責事項）

第三十二条　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

(1)　地震、津波、噴火、暴風雨、洪水、暴風雨、雹、雷、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他法令の処置、労働争議、その他の災害、事故、命令、処置又は保全行為によって直接に生じた損害

(2)　第三十四条の規定により決定された損害てん補額をこえる火災による損害及び寄託者の申出によって火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害

(3)　寄託者又は証券所持人に対して行なう引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

第三十三条　当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と証券に記載した種類、品質又は数量との不一致については、責任を負わない。この場合においては、受寄物の内容を検査しない旨又はその記載が寄託者の申込による旨を証券面に表示する。

（賠償額の算定）

第三十四条　受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

（損害受寄物に関する権利の取得）

第三十五条　当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当会社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

（引渡による責任の消滅）

第三十六条　当会社は、寄託者又は証券所持人が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損害について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

第三十七条　寄託者は、第八条第三項の場合当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償責任を負わなければならない。

（引取遅延による損害）

第三十八条　寄託者が第十一条第一項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

第三十九条　当会社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあった日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第九章　保管料、荷役料、手数料等

（料金の支払）

第四十条　寄託者又は証券所持人は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社の定めた日までに支払わなければならない。

2　寄託者又は証券所持人は、証券、証書若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

（延滞金）

第四十一条　寄託者又は証券所持人は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払わあった日までの日歩四銭の延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

第四十二条　当会社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

第四十三条　当会社は、滅失したときまでの料金を寄託者又は証券所持人に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

（保管料）

第二十条　受寄物の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は、当会社の請求により更新する日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

3　第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

第二十一条　寄託者又は証券所持人は、寄託貨物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

2　当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるときは、寄託者又は証券所持人と協議の上、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

第二十二条　当会社は、受寄物が次の事由に該当するとき、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく処置をしなければならない。

(1)　受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

(2)　受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

(3)　その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができないとき又は催告を受けたときは、寄託者若しくは証券所持人が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないときは、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。

2　前二項の処置については、当会社は、寄託者又は証券所持人に対し由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。

3　前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由によるときは、寄託者又は証券所持人の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

第二十三条　寄託者又は証券所持人が見本の摘出、寄託物の点検、保存又は証券所持人が見本の摘出、寄託物の点検、保存をしようとするときは、当会社は、その目的、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

2　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置は、当会社が、証券その他必要な書類にその旨を記載する。

3　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には これを拒絶することができる。

第五章　受寄物の出庫

（出庫手続）

第二十四条　証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。

2　証券又は証書の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会せて通帳も提出するものとする。この場合において、通帳の発行されているときは、あわ

3　当会社は、寄託者又は証券所持人が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したとき（出庫の請求に関し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。

第二十五条　当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

2　前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

第二十六条　当会社が受取と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（一部の出庫の拒絶）

第二十七条　寄託物の前受取と出庫書類の流通禁止）

2　寄託物の出庫の手続をした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

3　当会社は、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第六章　引取のない受寄物の処置

（引取の請求）

第二十八条　当会社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取を請求することができる。

2　前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供託）

第二十九条　寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないときは、当会社は、その過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

2　前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

第三十条　当会社は、前条第一項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民事執行法の規定により競売することができる。

2　前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

第三十一条　当会社は、第二十九条第一項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

(1)　受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

(2)　受寄物が損傷するおそれがあるとき。

2　当会社は、前項により任意売却したときは、寄託者又は証券所持人に対して、その代価から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券所持人に請求する。

3　前項の規定により当会社が寄託者又は証券所持人に対し直接に債権の全額の請求をすることができない場合においては、当該保管期間満了の日から日歩四銭の利息を請求する。

（免責事項）

第三十二条　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

(1)　地震、津波、噴火、暴風雨、洪水、暴風雨、雹、雷、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他法令の処置、労働争議、その他の災害、事故、命令、処置又は保全行為によって直接に生じた損害

(2)　第三十四条の規定により決定された損害てん補額をこえる火災による損害及び寄託者の申出によって火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害

(3)　寄託者又は証券所持人に対して行なう引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

第三十三条　当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と証券に記載した種類、品質又は数量との不一致については、責任を負わない。この場合においては、受寄物の内容を検査しない旨又はその記載が寄託者の申込による旨を証券面に表示する。

（賠償額の算定）

第三十四条　受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

（損害受寄物に関する権利の取得）

第三十五条　当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当会社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

（引渡による責任の消滅）

第三十六条　当会社は、寄託者又は証券所持人が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損害について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

第三十七条　寄託者は、第八条第三項の場合当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償責任を負わなければならない。

（引取遅延による損害）

第三十八条　寄託者が第十一条第一項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

第三十九条　当会社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあった日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第九章　保管料、荷役料、手数料等

（料金の支払）

第四十条　寄託者又は証券所持人は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社の定めた日までに支払わなければならない。

2　寄託者又は証券所持人は、証券、証書若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

（延滞金）

第四十一条　寄託者又は証券所持人は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払わあった日までの日歩四銭の延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

第四十二条　当会社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

第四十三条　当会社は、滅失したときまでの料金を寄託者又は証券所持人に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特約条項

当会社は、保税を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

（寄託に関する提出書類）

第一条　寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

（証　券）

第二条　当会社は、外国貨物に対して交付する証券には保税の旨を表示する。

2　外国貨物に対して証券が発行されている場合において、当該貨物が内国貨物となったとき又は税関に収容されたときは、証券所持人は、その証券を当会社に提出しなければならない。

（入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等）

第三条　寄託者又は証券所持人は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

(1)　保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

(2)　外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。

(3)　外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

(4)　日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

2　前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

3　前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者又は証券所持人において行なうものとする。

第四条　当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者又は証券所持人の請に対しては、これを拒絶することができる。

第五条　寄託者又は証券所持人は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

2　前項により引取がなされないときは、寄託者又は証券所持人の負担とする。

3　当会社は、前項により引取がなされないときは、寄託者又は証券所持人の費用で受寄物を保税倉庫に自己の倉庫に倉移しをすることができる。

4　当会社は、第一項により引取がなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

（収容貨物の料金）

第六条　寄託者又は証券所持人は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容貨物の公売等）

第七条　収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券所持人に請求する。

2　前項の規定により当会社が寄託者又は証券所持人に対し直接に債権の全額の請求をすることができない場合においては、当該保管期間満了の日から日歩四銭の利息を請求する。

（免責事項）

第十一条　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

(1)　税関が行なう検査、収容その他の措置により受寄物に関し生じた損害

(2)　税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者又は証券所持人の受けることのある損害

2　前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

（再寄託物の責任）

第三十九条　当会社は、第十八条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。

（免責事項）

第四十条　次の損害については、当会社は、その責任を負わない。

(1)　地震、津波、噴火、暴風雨、洪水、暴風雨、雹、雷、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他法令の処置、労働争議、その他の災害、事故、命令、処置又は保全行為によって直接に生じた損害

(2)　第三十四条の規定により決定された損害てん補額をこえる火災による損害及び寄託者の申出によって火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害

(3)　寄託者又は証券所持人に対して行なう引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

第四十一条　当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と証券に記載した種類、品質又は数量との不一致については、責任を負わない。この場合においては、受寄物の内容を検査しない旨又はその記載が寄託者の申込による旨を証券面に表示する。

（賠償額の算定）

第四十二条　受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

（損害受寄物に関する権利の取得）

第四十三条　当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払ったときは、当会社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

（引渡による責任の消滅）

第四十四条　当会社は、寄託者又は証券所持人が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損害について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

第四十五条　寄託者は、第八条第三項の場合当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償責任を負わなければならない。

（引取遅延による損害）

第四十六条　寄託者が第十一条第一項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

第四十七条　当会社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあった日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第九章　保管料、荷役料、手数料等

（料金の支払）

第四十八条　寄託者又は証券所持人は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社の定めた日までに支払わなければならない。

2　寄託者又は証券所持人は、証券、証書若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

（延滞金）

第四十九条　寄託者又は証券所持人は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払わあった日までの日歩四銭の延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

第五十条　当会社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

第五十一条　当会社は、滅失したときまでの料金を寄託者又は証券所持人に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。